

国民生活基礎調査を用いたわが国のヤングケアラーの実態把握

研究代表者 田宮菜奈子 筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野 教授
筑波大学ヘルスサービス開発研究センター センター長
研究協力者 渡邊多永子 筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野 客員研究員
研究分担者 高橋秀人 国立保健医療科学院 統括研究官

研究要旨

目的 ヤングケアラー（家族の介護を行う 18 歳未満の子ども）は心身の健康、人間関係、就学、人生設計などに問題を抱えやすいことが指摘されており、公的支援の必要性について検討が必要だと思われるが、わが国でその実態把握は途が付いたばかりである。本研究では、わが国の公的統計の中で介護者の実態を最も明らかにしうる国民生活基礎調査を用い、ヤングケアラーおよび彼らが介護している被介護者について、地域差などの記述を行った。

方法 平成 16・19・22・25・28 年国民生活基礎調査の匿名データを用いた。同世帯の介護が必要な人に対して主介護者として介護を行っている 18 歳未満の子どもをヤングケアラーと定義し、ヤングケアラーおよびその被介護者を分析対象とした。

結果 ヤングケアラーのいる世帯は、世帯構造ではひとり親と未婚の子のみの世帯（以下、ひとり親世帯）と三世帯世帯が多く、人口 15 万人以上の市ではひとり親世帯が、人口 15 万人未満の市および郡部では三世帯世帯が最も多かった。一月の家計支出総額では 20 万円未満が最も多かった。ヤングケアラーの 12.8%は主観的健康観がよくなく、35.6%は心理的ストレスがあるとされる K6 が 5 点以上であった。ヤングケアラーが介護している被介護者は、ひとり親世帯では 80%以上が母親、三世帯世帯では 80%以上が祖父母・曾祖父母であった。

結論 わが国のヤングケアラーは、ひとり親世帯で親（主に母親）を介護している場合と、三世帯世帯で祖父母・曾祖父母の介護をしている場合が多かった。人口 15 万人以上の市ではひとり親世帯が、それ以外では三世帯世帯が最も多いという地域差が見られた。経済的に豊かでない世帯、心身の健康に不安のあるヤングケアラーも多かったことから公的支援が望まれるが、地域の実情に応じた対策を考える必要があるだろう。一方、先行研究より、本研究ではヤングケアラーを捉えきれてはいないと考えられる。今後さらなる調査・研究、支援を行っていく際には、実施方法について慎重に検討する必要があると考える。

A.kenkyuumokuteki

ヤングケアラー（young carer）とは、身体的・精神的疾患および障害を持つ、または薬物乱用を行っている家族の介護を行う、18 歳未満の子どもとされる 1)。英国では 1980 年代か

らその存在が知られ、調査や研究、支援が行われてきた。2011 年の国勢調査で、イングランド内に 166,000 人（5～17 歳）のヤングケアラーがいるとされる 1)。ヤングケアラーが心身の健康、人間関係、就学、人生設計などに

問題を抱えやすいこと 1)-4)も指摘されている。

近年わが国でもヤングケアラーへの関心が高まりつつある。2000年代半ばより、土屋によるALSの親を介護した子どもの経験の記述5)、森田によるメンタルヘルス問題を持つ母を介護した一女性の分析6)、澁谷によるヤングケアラーになった人とならなかった人の語りと考察7)などにより、その存在と状況が提示されてきた。一方、ヤングケアラーの存在率や属性等についての量的研究は、近年、澁谷による東京都の医療福祉専門職への調査8)、北山・岩倉による二市の公立中学校教師への調査9)、濱島・宮川による大阪府下の公立高校生徒への調査10)などが行われてはいるものの、まだ途に付いたばかりである。著者の知る限り、わが国で全国データを用いてヤングケアラーの実態把握を行った例はない。そこで、同居の被介護者に対する主介護者しか捕捉できないなど制約は大きいものの、現状のわが国の公的統計の中で介護者の実態を最も明らかにしうると思われる国民生活基礎調査を用い、ヤングケアラーの同定と、ヤングケアラーおよび彼らが介護している被介護者についての記述を行うこととした。

B. 研究方法

統計法第33条に基づいて厚生労働省から提供を受けた、国民生活基礎調査の匿名データを用いた。本研究では、平成16・19・22・25・28年国民生活基礎調査の世帯票・健康票を使用した。国民生活基礎調査の調査対象は、国勢調査区から層化無作為抽出した地区内の全ての世帯および世帯員であり、平成28年では約29万世帯、約71万人である。データに含まれる、同世帯の介護が必要な人に対して主介護者として介護を行っている18歳未満の子どもをヤングケアラーと定義し、ヤングケアラーおよびヤングケアラ

ーが介護している被介護者を分析対象とした。

(倫理面への配慮)

本研究で用いるデータを筆者らが受領する以前に、個人を特定できる情報は削除されており、個人情報保護されている。また本研究は筑波大学医学医療系倫理委員会の承認(承認日:2018年10月19日,承認番号:1324)を得て実施した。

C. 研究結果

5年分の国民生活基礎調査の中で、同世帯の介護が必要な人に対して主介護者として介護を行っている18歳未満のヤングケアラーは91人(世帯数:91世帯、被介護者:97人)であった。データに付与されている拡大乗数をかけて全国推定値を求めると、各年の平均は3,399人であった。

ヤングケアラーのいる世帯の世帯構造では、ひとり親と未婚の子のみの世帯(以下、ひとり親世帯)、三世帯世帯の割合がそれぞれ35.2%、36.3%と大きく、夫婦と未婚の子のみの世帯の割合が14.3%と相対的に小さかった。人口15万人以上の市ではひとり親世帯が、人口15万人未満の市および郡部では三世帯世帯が最も多かった(図1)。世帯人数は5人以上が35.2%と最も多く、次いで2人が25.3%であった。ひとり親世帯の平均世帯人数は2.7人、三世帯世帯の平均世帯人数は平均5.4人であった。有業者構成では、世帯主のみが働いているが25.3%と最も多く、次が誰も働いている人がいない(有業人員なし)の24.2%であった。ひとり親世帯は誰も働いている人がいないの割合が最も大きく、一方、三世帯世帯は誰も働いている人がいないという回答は見られなかった。一月の家計支出総額は20万円未満が最も多く、平均24.0万円であった。ひとり親世帯の平均は18.0万円、三世

代世帯の平均は 30.2 万円であった。

ヤングケアラーの属性について、性別は女子が 52.8%とやや多かった。年齢は、16 歳、17 歳で著明に増加するが、14 歳未満も 14.3%存在した。被介護者の人数は、1 人が 94.5%であった。学歴は、平成 22・25・28 年調査で 15 歳以上である 43 人の情報があり、90.7%が高校在学中であったが、中学校卒業や不詳も存在した。自覚症状と主観的健康観は、健康票の回答者 86 人において、自覚症状ありが 38.4%、主観的健康観がよくない（あまりよくないおよびよくないと回答）が 12.8%であった。K6 は、平成 19・22・25・28 年調査の健康票の回答者のうち 12 歳以上の 73 人が質問対象であり、35.6%が心理的ストレスがあるとされる 5 点以上 11)であった。

ヤングケアラーに介護されている被介護者の属性では、性別は女性が 60.8%と多かった。年齢は、40～50 歳未満が 33.0%、70 歳以上が 34.0%であった。ヤングケアラーからみた被介護者の続柄は、母親と祖父母・曾祖父母がともに 39.2%と推定された（兄弟、祖父母・曾祖父の続柄はその他親族という回答にまともっていたため、20 歳未満を兄弟、60 歳以上を祖父母・曾祖父と推定した）。世帯構造別では、ひとり親世帯では 80%以上が母親、三世代世帯では 80%以上が祖父母・曾祖父母であった（図 2）。現在通院中の 66 人を質問対象とする最も気になる疾病では、うつ病やその他のこころの病気が 11 人（16.7%）と一番多く、そのうち 9 人がヤングケアラーの母親（質問対象者の母親のうち 32.1%）であった。

D. 考察

近年、わが国でも 18 歳未満の家族介護者であるヤングケアラーの存在と窮状が少しずつ知られるようになってきた。しかし、いまだ、ヤングケアラーがどのような子どもで、どこ

にどの程度存在するのかさえも明確ではない。そのような基礎的な情報なしでは、詳細な調査・研究を実施し、支援へとつなげていくことは容易ではない。そこで、全国から無作為抽出された地区内の全住民を対象とし、かつ家族介護者の情報が最も多い公的統計の一つである国民生活基礎調査を用いて、ヤングケアラーの存在率、属性の把握を試みた。わが国のヤングケアラーと被介護者の個人属性、世帯属性について詳細に記述したのは本研究が初めてである。

結果として、ヤングケアラーが生活する世帯は、ひとり親世帯と三世代世帯が多かった。ひとり親世帯は誰も働いていない場合が多く、三世代世帯は誰も働いていない場合は見られなかった。被介護者の続柄は、ひとり親世帯では母親、三世代世帯では祖父母・曾祖父母であった。つまり、わが国のヤングケアラーは、ひとり親世帯で心身に不調を抱える親（主に母親）を介護している場合と、三世代世帯で祖父母・曾祖父母の介護をしている場合がともに多いということがわかった。これは、2004 年の英国の調査で被介護者の 52%が母親、31%が兄弟であった 3)のとは大きく異なる。人口 15 万人以上の市ではひとり親世帯が、人口 15 万人未満の市および郡部では三世代世帯が最も多く、わが国の中での地域差も認められた。

また、ヤングケアラーが生活する世帯の一月の家計支出総額は、20 万円未満が最も多く、平均 24.0 万円であった。ひとり親世帯では平均世帯人数 2.7 人で 18.0 万円、三世代世帯では平均 5.4 人で 30.2 万円であったが、これは生活保護世帯の支出額（平均世帯員数 2.5 人である母子世帯で 18.6 万円、世帯人数 5 人の世帯で 27.4 万円 12)と同水準であり、どちらの世帯構造の場合も経済的に豊かとは言い難い

ことがわかる。さらに、ヤングケアラーのうち自覚症状があるものが38.4%、主観的健康観がよくないものが12.8%、K6が5点以上のものが35.6%であった。これらは平成28年国民生活基礎調査で10～19歳における自覚症状があるものが16.7%、主観的健康観がよくないものが2.9%、12～19歳におけるK6が5点以上のものが19.6%である(13)のと比べて明らかに高い。経済的問題および心身の健康に関して公的支援の必要性が示唆されるが、上記の地域差も考慮して実施していく必要があるだろう。

一方、本研究でヤングケアラーの全国推定値は約3,400人であった。ヤングケアラーの全国での存在率を求めた例はないが、北山らの研究で1.2%の中学生(9)、濱島らの研究で約5%の高校生(10)がヤングケアラーとされていること、年齢が異なるため比較は難しいが平成24年就業構造基本調査で15歳以上30歳未満の家族介護者が177,600人いると推定されていること(14)などから、おそらく本研究ではヤングケアラーを捉えきれてはいないと思われる。原因の一つに、国民生活基礎調査で同定できる介護者が同居の主介護者のみであることが挙げられる。18歳未満の子どもが介護を行っていても、他に同居の大人がいる場合、介護負担の軽重を問わず大人が主介護者とされることが多いであろう。加えて、国民生活基礎調査の全体としての回収率は平成28年で77.6%であるが、困難な状況に置かれた世帯ほど回収率が低いだろうことも推測される。今後さらなる調査・研究、支援を行っていく際には、上記のような状況下にあるヤングケアラーをできる限り漏らさないよう、実施方法について慎重に検討する必要があると考える。

E. 結論

わが国のヤングケアラーは、ひとり親世帯で親（主に母親）を介護している場合と、三世帯世帯で祖父母・曾祖父母の介護をしている場合が多かった。人口15万人以上の市ではひとり親世帯が、それ以外では三世帯世帯が最も多いという地域差が見られた。経済的に豊かでない世帯、心身の健康に不安のあるヤングケアラーも多かったことから公的支援が望まれるが、地域の実情に応じた対策を考える必要があるだろう。一方、先行研究より、本研究ではヤングケアラーを捉えきれてはいないと考えられる。今後さらなる調査・研究、支援を行っていく際には、実施方法について慎重に検討する必要があると考える。

文献

- 1) TNS BMRB. The lives of young carers in England Qualitative report to DfE. London: Department for Education, 2016; 6-47.
- 2) Dearden C, Becker S. Young carers and education. London: Cares UK, 2003; 4-8.
- 3) Dearden C, Becker S. Young carers in the UK: the 2004 report. London: Cares UK, 2004; 3-14.
- 4) Doran T, Drever F, Whitehead M. Health of young and elderly informal carers: analysis of UK census data. BMJ. 2003;327(7428):1388.
- 5) 土屋葉. 「障害」の傍らで--ALS患者を親に持つ子どもの経験. 障害学研究. 2006; (2):99-123.
- 6) 森田久美子. メンタルヘルス問題の親を持つ子どもの経験--不安障害の親をケアする青年のライフストーリー. 立正社会福祉研究. 2010;12(1):1-10.
- 7) 澁谷智子. 子どもがケアを担うとき: ヤングケアラーになった人/ならなかった人の語りと理論的考察. 理論と動態. 2012; (5):2-23.

- | | |
|---|---|
| <p>8) 澁谷智子. ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識: 東京都医療社会事業協会会員へのアンケート調査の分析から. 社会福祉学. 2014;54(4):70-81.</p> <p>9) 北山沙和子, 石倉健二. ヤングケアラーについての実態調査-過剰な家庭内役割を担う中学生. 兵庫教育大学学校教育学研究. 2015;27:25-29.</p> <p>10) 濱島淑恵, 宮川雅充. 高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況: 大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より. 厚生指標. 2018;65(2):22-29.</p> <p>11) 橋本英樹. 今後の国民生活基礎調査の在り方についての一考察 (第 2 報). 厚生指標. 2010;57(5):1-7.</p> <p>12) 厚生労働省. 平成 28 年度社会保障生計調査. (https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450311&tstat=000001024539&cycle=8&tclass1=000001118676&second2=1) 2018.12.26.</p> <p>13) 厚生労働省. 平成 28 年国民生活基礎調査. (https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html) 2018.12.26.</p> <p>14) 総務省. 平成 24 年就業構造基本調査. (http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/) 2018.12.26.</p> | <p>(予定を含む)</p> <p>1. 特許取得 なし</p> <p>2. 実用新案登録 なし</p> <p>3. その他 なし</p> |
|---|---|

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表
『厚生指標』2019 年 11 月号掲載予定
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

図1 ヤングケアラーのいる世帯の世帯構造

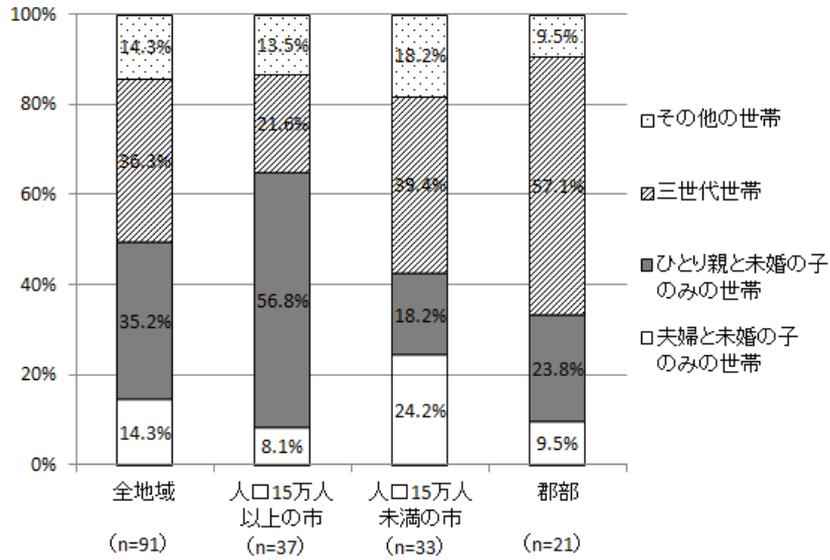


図2 被介護者の推定される続柄

